

堺市のがん検診受診率向上強化 への取り組み状況について

がん検診受診率向上強化へ取り組み経過

堺市におけるがん検診受診率及び精密検査受診率の向上と、医療費の削減及び死亡率の減少を達成するため、より効率的かつ効果的に、それぞれの組織の業務連携によるがん検診受診率向上に関連する取り組みを集中する事業を展開する。

事業イメージ

これまでの課題：それぞれの組織でがんに関する取り組みを行ってきたが、多くの事業で連携が取れずそれぞれに取り組みされており、受診につながる効果的な啓発等が行えていなかった。

①堺市、保健センター

これまでの主な取り組み

- ・イベントや地域へ出向いてのがん予防啓発の実施
- ・乳幼児健診等での禁煙指導、受動喫煙防止啓発
- ・各種がん検診の実施(集団・個別)
- ・健康づくり自主活動グループ育成
- ・地域がんサロンの開催
- ・小、中学校でのがん教育

③患者会など

これまでの主な取り組み

- ・がん患者会の会報誌の作成、講演会、交流会の開催
- ・店舗などによるがん関連事業啓発の実施、従業員への検診受診勧奨
- ・受動喫煙防止のための取り組み(店舗内、事務所内)

②がん診療拠点病院、地域医療機関

これまでの主な取り組み

- ・がん検診の実施、受診啓発、がん登録事業への協力
- ・緩和ケアの啓発、在宅緩和ケアマップの作成
- ・地域連携パスの導入実績の向上
- ・標準的ながん医療を受療できる体制の充実
- ・情報提供・相談支援機能の強化し、こころのケア、就労支援を充実

強 化 事 業

- ・精密検査者の追跡と管理【①、②】
→対象者名簿を作成、啓発パンフレット等の改良
- ・小、中学校でのがん教育の実施【①②③④】
→医師、看護師、がん経験者などによる授業と保護者への啓発
- ・医療機関、地域などとの連携【①②③④】
→保健センターを中心とした地域が一体となった啓発を実施
- ・がん検診総合相談センターによる受診勧奨【①】

④学校、地域など

これまでの主な取り組み

- ・小6、中3でのがん教育の実施
- ・地域活動での健康づくりに関する活動実施

未受診者対策（架電による受診勧奨）、検診案内の窓口（健（検）診案内、集団検診予約）及びがん患者等への相談支援を実施。

1 未受診者対策 → がん検診受診率及び精密検査受診率の向上

- ・未受診者への架電による勧奨を実施（年間 **43,750件**）

H30は件数増
架電強化中

2 検診案内の電話窓口を一元化 → 市民サービスの向上

- ・専用電話番号を設け、各種健（検）診に関する問合せなどに対応（年間 **25,000件**）
- ・さらに、集団検診の空き状況の案内や予約受付に対応（専用サイトから予約可能に）

3 がん患者等への相談支援

- ・がん患者等からの相談内容に応じて、適切な窓口を案内。（例：医療の相談であれば、がん診療拠点病院の「がん相談支援センター」を案内、患者会等の活動であれば、がん患者会などの案内を行う。）

市 民

がん検診総合相談センターにて
処理困難な問合せの連絡

堺 市

- ・問合せ対応マニュアルの作成
- ・集団検診予約者への通知発送
- ・勧奨対象者名簿の作成

各種健（検）診などの電
話による問合せ

各種健（検）診の案内、
受診勧奨

がん検診総合相談センター
にて処理困難な問合せの連
絡及び予約者の連絡

問合せ対応のマニュアル、集
団検診日程等の提供

がん検診総合相談センター

9時から20時まで **12/29～1/3を除く**
【問合せ専用の電話番号、FAXにて対応】

- ・がん検診未受診者へ電話での受診勧奨
- ・各種健（検）診の問合せに対応
- ・集団検診（胃、肺、大腸など）の予約受付
- ・がん患者等への相談支援
- ・問合せ内容の集計及び管理

これまで取り組みの成果

がん検診受診率の実績について

堺市の全年齢受診率

対象者数算出・・・人口－(就業者数－農林水産業就業者数)

平成27年度

平成28年度

平成29年度

種別	堺市
胃がん	3.6%
肺がん	3.8%
大腸がん	14.2%
子宮がん	23.4%
乳がん	17.9%



種別	堺市	上昇率
胃がん	4.7%	1.1P ↑
肺がん	4.6%	0.8P ↑
大腸がん	12.2%	2.0P ↓
子宮がん	23.6%	0.2P ↑
乳がん	18.8%	0.9P ↑



種別	堺市	対H27
胃がん	5.4%	1.8P ↑
肺がん	6.8%	3.0P ↑
大腸がん	13.0%	1.2P ↓
子宮がん	23.6%	0.2P ↑
乳がん	18.6%	0.7P ↑

- ◆協定締結により協会けんぽの特定健診とがん検診を年に数回、同時開催
- ◆地域がんサロンの開設

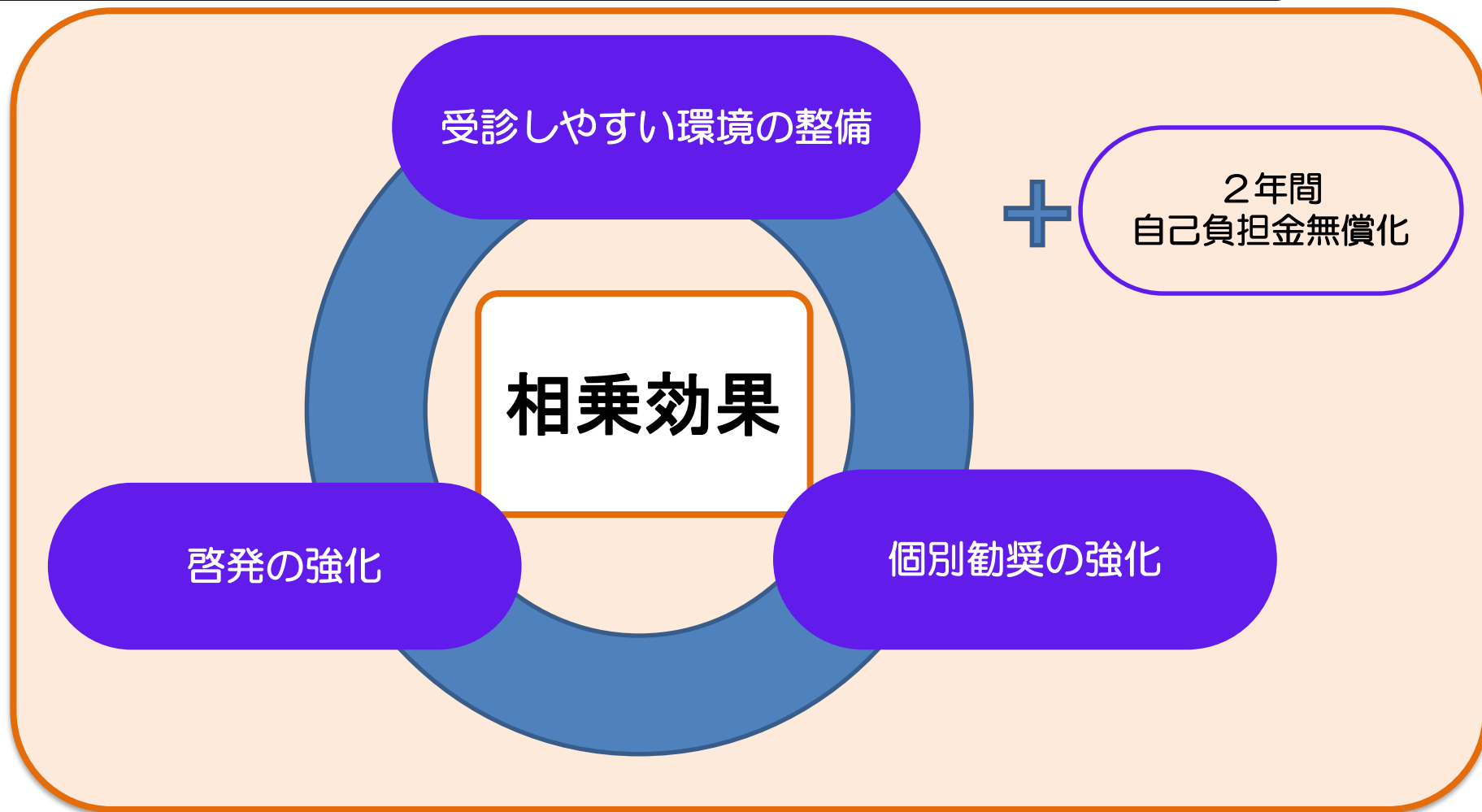
- ◆胃がん検診に内視鏡検査を導入
- ◆胃、肺がん検診の医療機関での検診を開始【H27】
- ◆胃がんリスク検査の導入【H25】
- ◆精密検査の追跡調査と勧奨を強化【H27】

- ◆がん検診総合相談センターの設置
- ◆がん検診総合相談ポータル開設【H27】
- ◆前立腺がん検査の導入【H27】
- ◆パンフレットの作成【H28】

※ カッコ【】内の数字は、本委員会でご意見、ご提案があがった年度。

がん検診啓発強化と受診率向上戦略

強化されたそれぞれの事業により受診率向上を加速



がん検診啓発強化と受診率向上戦略

啓発の強化(平成30年度)

啓発の内容	啓発の手段	啓発時期	啓発の対象
がん検診制度の 周知、勧奨	広報さかいへの折込	6月	全世帯
	個別勧奨通知の送付	6月から毎月送付	20、30、40、50、60、65歳 及び不定期受診者
	がん検診総合相談センターでの 架電による検診の説明	通年	個別通知を行った不定期受診 者
無償化の周知	広報さかいへの掲載	5、10、11、1、3月	全世帯
	ポスターの掲出	4月から	医療機関、歯科、薬局を利用 する市民
がんに関する知識普及、 予防啓発	講座等を地域へ出向き実施 区民まつり等での啓発	従来からの取り組みを 強化し実施中	市民 (自治会、医療機関、企業)
	小、中学校での啓発	4月から出前講座開始	生徒、PTA、教員
	乳がん自己検診法の啓発強化 (乳幼児健診などの機会に実施)	通年	20歳から39歳を中心とした 女性

がん検診啓発強化と受診率向上戦略

個別勧奨の強化(平成30年度)

コールセンター架電実績【速報値】

◆11月までの実績

第2弾～第5弾リスト

	合計
リスト件数	23,336件
総架電数	29,438回
完了数	9,334回
受診約束数	7,137件

※電話勧奨での「受診約束」の成果について

電話で受診勧奨を行った結果
「受診する」と言った方のリストを回収



実際の受診者と照合(12月時点)



2,634人が実際に受診

H30 架電計画

弾数	件数	ハガキ発送日
第1弾		第1弾は前年度リストの続き
第2弾	8,074	第2弾はハガキなしで架電のみ
第3弾	5,691	平成30年8月9日(木)
第4弾	5,058	平成30年9月14日(金)
第5弾	4,513	平成30年10月19日(金)
第6弾	1,923	平成30年11月16日(金)
第7弾	2,478	平成30年11月21日(水)
第8弾	16,970	平成30年11月28日(水)
第9弾	7,008	平成30年12月18日(火)
第10弾	5,856	平成31年2月12日(火)
第11弾	8,884	平成31年2月20日(水)
第12弾	1,562	平成31年3月5日(火)
第13弾	4,301	平成31年3月5日(火)
第14弾	973	平成31年3月5日(火)

合計 73,291(目標43,750件)

がん検診啓発強化と受診率向上戦略

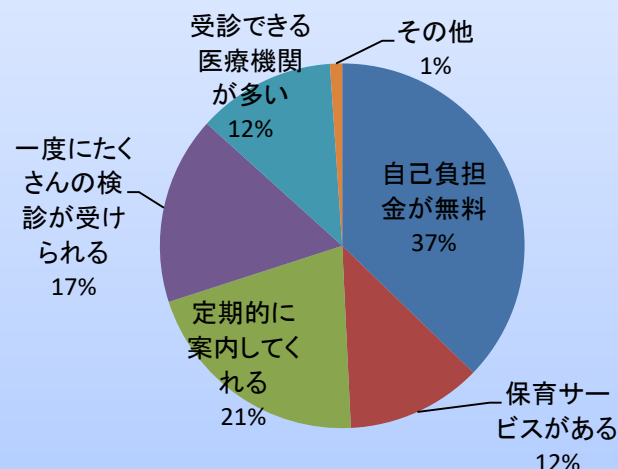
受診しやすい環境の整備(平成30年度)

- ◇ 胃、肺がん検診の休日の集団検診を実施。(区民まつりや大型商業施設等へ検診車を派遣)
- ◇ 40代の乳腺が発達している人(高濃度乳房)の超音波検査を開始。

がん検診に関するアンケートについて(市民ニーズへの対応)

がん検診を受診する環境について、どのような条件があればよいと思いますか。(2つまで)

自己負担金が無料	344
保育サービスがある	111
定期的に案内してくれる	192
一度にたくさんの検診が受けられる	154
受診できる医療機関が多い	113
その他(機会が多い・信用できるなど)	10



概要	(1)実施期間	平成30年8月25日～11月2日
	(2)実施場所	がん検診啓発イベント、乳幼児健診会場、乳がん検診会場、講演会 など
	(3)回収結果	522人

がん検診啓発強化と受診率向上戦略

受診者数増加の実績

受診者数の比較(5つのがん検診の合計)

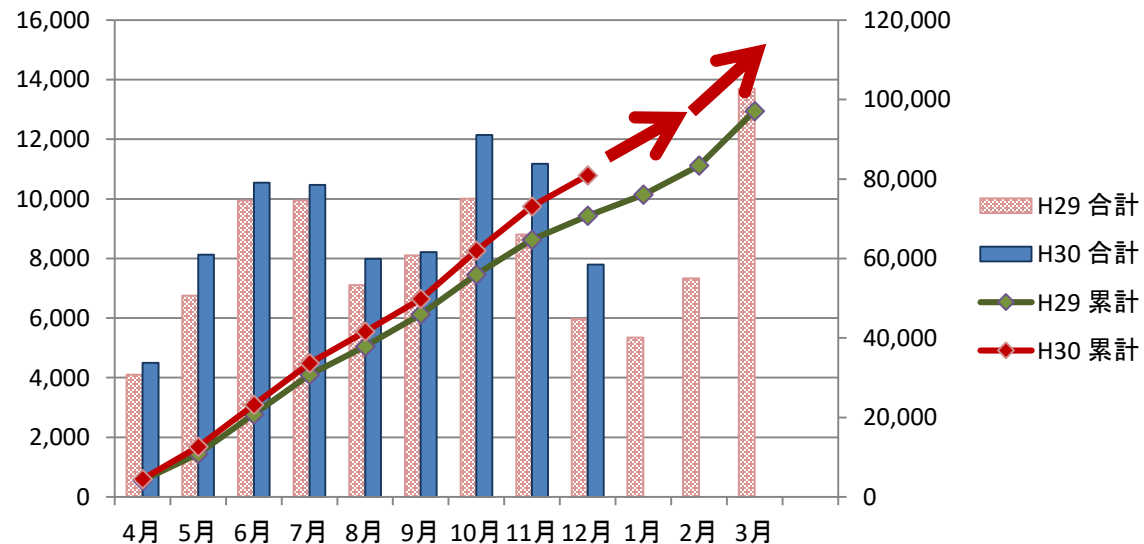
◆12月までの実績

○ 12月までの受診者は、前年度より10,204人増加している。

○ 時期で見ると、10月から増加数が多い。毎月約2000人ずつ増加している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
H29	4,104	6,754	9,942	9,946	7,112	8,106	10,006	8,810	5,971	70,751
H30	4,501	8,127	10,547	10,464	7,986	8,213	12,141	11,182	7,794	80,955
増加数	397	1,373	605	518	874	107	2,135	2,372	1,823	10,204

◆年度末までの予測



今後の予定（平成31年以降）

- がんの早期発見を促進するため、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診の自己負担金が無料となる「受診促進強化期間（～平成31年度）」についての啓発を強化
- 女性のがん検診の充実を図るため、子宮、乳がんの集団検診を全区で実施することによる受診機会の拡充や、集団検診時の保育サービスの実施など受診しやすい環境整備を進める
- がん検診総合相談センターからの電話勧奨の強化、医療機関やがん患者会などとの連携による受診啓発の強化を図る

その他案件について

堺市がん対策推進条例(平成24年条例第48号) 新旧対照表

改正前	改正後
(がん予防の推進) 第7条 市は、関係機関と協力し、がんの予防に資するため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。 (1) 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識の普及啓発 (2) 科学的知見に基づくがん予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策 (3) 受動喫煙（<u>室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。</u>）を防止するための施策 (4)～(6) 略	(がん予防の推進) 第7条 市は、関係機関と協力し、がんの予防に資するため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。 (1) 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識の普及啓発 (2) 科学的知見に基づくがん予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策 (3) 受動喫煙（<u>人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。</u>）を防止するための施策 (4)～(6) 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第1条第2号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。</u>

(参考) 健康増進法(平成14年法律第103号) 新旧対照表

改正前	改正後
<u>第二節 受動喫煙の防止</u>	<u>第六章 受動喫煙防止</u> <u>第二十五条、第二十五条の二、第二十五条の三</u> 略 <u>(定義)</u> <u>第二十五条の四</u> <u>この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> 一 <u>たばこ</u> <u>たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。</u> 二 <u>喫煙</u> <u>人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号において同じ。)を発生させることをいう。</u> 三 <u>受動喫煙</u> <u>人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。</u> <u>(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)</u> <u>第二十五条の五</u> 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、<u>受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)</u>を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
<u>第二十五条</u> 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、<u>受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)</u>を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。	<u>第二十五条の六</u> 略

大阪府受動喫煙防止条例(案)の概要

1. 趣旨
- 府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめる

○ 万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる

2. 義務及び責務 ※2019年7月施行

- (1) 府の責務
- ・受動喫煙の防止に向けた環境整備等、総合的な施策の推進

・改正健康増進法及び条例の周知、理解促進

・公民連携による取り組みの推進
- (2) 府民等の責務
- ・他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないように努める
- (3) 保護者の責務
- ・監護する者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努める
- (4) 関係者の協力
- ・府、市町村その他の関係者は相互に連携を図りながら協力するよう努める
- (5) 管理権原者の主な義務及び責務
- ・望まない受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努める

など

3. 条例の対象範囲

府内全域（政令指定都市、中核市を含む）

5. 第二種施設における取り組み ※努力義務：2022年4月施行、罰則部分：2025年4月施行

- 原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可。喫煙可能部分へ20歳未満の者を立ち入らせてはならない） [法：2020.4～]
（経過措置：客席面積100㎡以下かつ個人又は資本金等5000万円以下の店舗は、禁煙・喫煙を選択可）

- 【改正法の第二種施設のうち、既存特定飲食提供施設にかかる府独自の取り組み】
- 従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努める（努力義務） [2022.4～]
- 改正法で経過措置対象としている客席面積100㎡以下の飲食店のうち、30㎡を超える飲食店は、原則屋内禁煙（罰則あり）※喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置可 [2025.4～]
- 客席面積が30㎡以下の飲食店は、改正法と同様に、喫煙が禁煙の選択可（経過措置） [2025.4～]

改正法 全面施行：2020年4月	府「受動喫煙防止対策の基本的考え方」 全面施行：2025年4月
第二種施設 多数の者が利用する施設 （第一種施設を除く） （例）事務所、旅館（客室を除く）、飲食店 等	原則屋内禁煙 （喫煙専用室設置可） 原則屋内禁煙 （喫煙専用室設置可） 法：2020年4月施行
【経過措置】 既存特定飲食提供施設 ・客席面積100㎡以下 ・個人又は資本金等5000万円以下の店舗	原則屋内禁煙 （喫煙専用室設置可） 従業員を雇用する施設 屋内禁煙に努める （努力義務） 【2020年4月→2022年4月】 2022年4月施行
禁煙・喫煙を選択可	【経過措置】 府既存特定飲食提供施設 客席面積30㎡以下の店舗 禁煙・喫煙を選択可 2025年4月施行

4. 第一種施設（敷地内禁煙）における取り組み ※2020年4月施行

- 敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を設置しないこと）に努める（努力義務） [2020.4～]

第一種施設	改正法(2019年7月施行)	府独自の取り組み(条例)(2020年4月施行)
受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（20歳未満の者、患者、妊婦）が主たる利用者である施設 学校（学校、幼稚園 等） 病院、診療所、助産所 児童福祉施設 （保育所、児童養護施設 等） その他（介護老人保健施設、認定こども園 等） 行政機関の庁舎	禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる 	禁煙（敷地内全面禁煙：努力義務） ※ 特定屋外喫煙場所を設置しないこと ★例外措置 禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる （例）精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設

特定屋外喫煙場所：第一種施設の屋外の場所の一部のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

6. 喫煙目的施設の要件 ※改正健康増進法と同様の扱い

- (1) 公衆喫煙所
- (2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等
たばこの対面販売（出張販売を含む）をしており、客に飲食させる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く）を行うもの
- (3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

7. 加熱式たばこの扱い ※改正健康増進法と同様の扱い

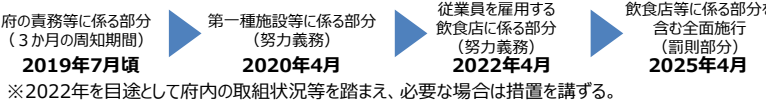
- 改正健康増進法と同様に、加熱式たばこ専用喫煙室（飲食等も可）での喫煙可

	喫煙専用室	加熱式たばこ専用の喫煙室
設置できる施設	第二種施設（原則屋内禁煙となる施設）	
場所	屋内の「一部」	
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	
紙巻きたばこ	○	×
加熱式たばこ	○	○
室内での喫煙以外の行為（飲食等）	×	○
20歳未満の者の入室	×	×

8. 罰則

条例による規制の違反にあたっては、5万円以下の過料を設定

9. 施行時期（段階的に施行）



改正法と条例(案)の比較及び環境整備等に関する取り組み

■ これまでの経緯

◆国の動き
平成30年 7月 健康増進法の一部を改正する法律 公布

◆大阪府の動き
平成30年 9月 大阪府受動喫煙防止対策懇話会 設置(12月までに5回開催)
平成30年12月 大阪府子ども受動喫煙防止条例 公布・施行
平成31年 1月 大阪府受動喫煙防止対策条例の制定に向けた基本的考え方 公表、パブリックコメント 実施(～2月8日)

◆関係団体等からの意見聴取
＜懇話会での関係団体からの意見聴取：9団体＞
飲食旅館関係団体(組合員数約5,600事業者)、外食産業関係団体(会員約500社)、たばこ事業関係団体、医療関係団体、旅行・観光関係団体、患者団体、消費者団体 等

＜関係団体等からの書面による意見聴取：10団体＞
上記のほか、遊戯関係団体、理容関係団体 等

＜保健所による飲食店に対するヒアリング：610件＞
大阪府内の18保健所(政令・中核市含む)が管内飲食店を調査

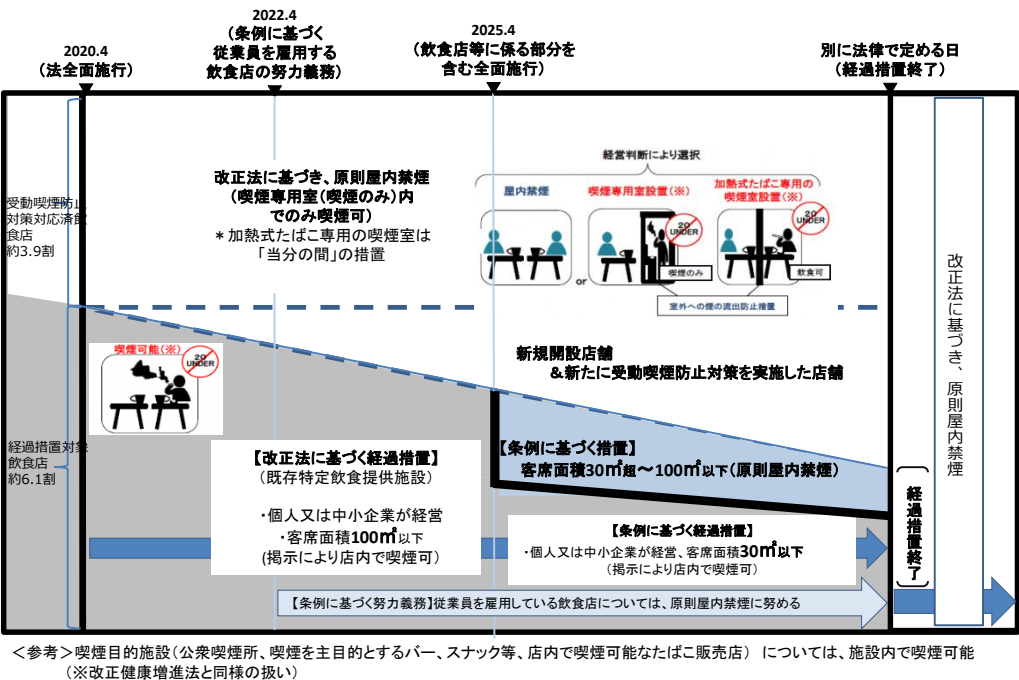
＜府内私立学校に対するアンケート調査(書面)：170校＞
府内私立学校187校に照会

◆府内飲食店に対する実態調査
(調査期間) 平成30年9月から11月
(回答件数) 1,258件
※97,843店舗より、10,000店舗を無作為抽出

府内飲食店における客席面積の割合

客席面積	割合
～30㎡	47%
30～50㎡	17%
50～100㎡	17%
100㎡以上	7%

■ 府内飲食店の喫煙状況の変化



■ 経過措置の対象となる飲食店の割合(国と府推計の比較)(2020年推計値)

国の推計		実態調査を踏まえた府の推計	
【客席面積100㎡以下】		【客席面積100㎡以下】	
客席面積100㎡以下 【約8割強】	100㎡超 【約2割弱】	客席面積100㎡以下 【約9.3割】	100㎡超 【約0.7割】
大企業(既存) 【約1割強】	受動喫煙防止対策を実施していない<約7割強> <約3割弱>	受動喫煙防止対策を実施していない<約7.5割強> <約2.5割弱>	受動喫煙防止対策を実施していない<約7.5割強> <約2.5割弱>
中小企業や個人事業主(既存) 【約9割強】	措置の対象となる店舗は、全飲食店の約5.5割	措置の対象となる店舗は、全飲食店の約6.1割	措置の対象となる店舗は、全飲食店の約3.2割

国の推計に比べて措置の対象となる店舗数が多い

さらに、面積を30㎡以下とすることで、対象となる店舗数が約3.2割まで減少する

■ 環境整備等に関する取り組み(例)

I 受動喫煙防止に向けた環境整備

- 府独自の規制対象となる飲食店における受動喫煙防止対策を進めるため、既存の国庫補助制度の活用支援策や個別飲食店に対する具体的な支援策などを検討する
- 公衆喫煙所やビル等における共用喫煙室などの整備を進めるため、市町村、事業者等からなる検討会を設置し、それぞれの役割分担を図りつつ、具体的な整備促進策の検討を進める

II 改正法及び条例の周知、理解促進

- 市町村や事業者等と連携し、広報紙等による周知、セミナーの開催等による受動喫煙に対する理解促進を図り、受動喫煙防止に向けた気運を醸成する